

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

保健福祉部 地域包括ケア推進課

許認可等の内容		軽度生活援助員派遣利用申請に対する決定
根拠法令等及び条項		栃木市軽度生活援助員派遣事業実施要綱第2条、第4条及び第5条
標準 処理 期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	
審査 基準	根拠条項	栃木市軽度生活援助員派遣事業実施要綱第2条及び第5条
	参考事項	
	設定等年月日	平成22年 3月29日設定 平成 年 月 日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>1 派遣サービスを利用できる者 次の各号のいずれにも該当する者とする。</p> <p>(1) 市内に住所を有するおおむね65歳以上のひとり暮らしの高齢者又は高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯の世帯員であること。</p> <p>(2) 自立した生活の継続に不安があると同時に、身体状況等が要介護状態又は要介護状態となるおそれがある者であること。</p> <p>(3) 派遣対象者を含む世帯員全員が現年度(4月又は5月の申請にあっては前年度)分の市民税が非課税であること。</p> <p>2 派遣の可否について 利用申請書の提出があったときは、利用申請者の生活状況及び身体状況を調査の上、援助員派遣の可否を決定する。</p>	